

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の項に次のように加える。

<p>ト 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であつて、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要す</p>	<p>森林法第九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であつて、森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定する林道に係るも</p>
--	--

	<p>る費用の項第一号(二)及び同項第二号(三)に規定する林道に係るもの(幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが二十キロメートル以上である林道を設けるものに限る。)</p>	<p>の(幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十五キロメートル以上二十キロメートル未満である林道を設けるものに限る。)</p>	
--	---	---	--

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行により新たに環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業(以下この条において「第一種事業」という。)又は同法第二条第三項に規定する第二種事業(以下この条において「第二種事業」という。)となる事業であつて、この政令の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡

張の事業（この政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。）については、同法第二章から第七章までの規定は、適用しない。